



目 次	ページ
告 示	
○特定海洋生物資源の採捕の停止の命令（漁業管理課） （4・1 掲示）	1
○県統計調査の実施（統計分析課）	1
○管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定（食品・衛生課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉指導課）	2
○認定鳥獣捕獲等事業の変更の届出（鳥獣対策課）	2
○認定鳥獣捕獲等事業の有効期間の更新（ ）	2
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（治山林道課）	2
○県道の路線の認定（道 路 課）	2
○道路の区域変更（ ）	2
○道路の供用開始（2件）（ ）	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可（公園下水道課）	3
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	3
○土地改良区の定款変更の認可（2件）（ ）	3
○漁港漁場整備法による所有者不明の工作物等の措置（漁港漁場課）	4
高知県教育委員会訓令	
◎県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令	4
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則（3・29掲示）	4
◎給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（ ）	5
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（ ）	5
◎管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（ ）	5

◎特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（ ）	5
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（4・1 掲示）	6
◎公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（ ）	6
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正（3・29掲示）	6

告 示

高知県告示第242号

くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の採捕の数量が、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第1項の規定による県の計画において定める知事管理量の期間別（平成31年4月）の数量を超えたため、同法第10条第2項の規定により、平成31年4月2日から同月30日までの間、くろまぐろをとることを目的とする採捕の停止を命ずる。
平成31年4月1日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第243号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
平成31年4月9日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称	
高知県の旅行に関するアンケート調査	
2 調査の目的	
高知新港に入港する外国クルーズ客船の乗客等の観光の実態及び要望を把握することで、外国クルーズ客船の受入れに係る今後の取組に反映し、乗客等へのサービスを向上していくための基礎資料とするため。	
3 調査対象の範囲	
(1) 地域	高知市全域
(2) 単位	人
(3) 属性	外国クルーズ客船で高知県を訪れた外国人観光客及び外国クルーズ客船の乗組員
4 報告を求める事項及びその基準となる期間	
(1) 報告を求める事項	ア 出身国

イ 性別	
ウ 年齢	
エ 乗客、乗組員の別	
オ 訪れた観光地の名称	
カ 高知市での支出金額	
(2) その基準となる期間	高知市中心市街地を訪れた期間
5 報告を求める者	
(1) 数	3,000人
(2) 選定方法	高知新港における乗船前又は下船後、高知市中心市街地を訪れた乗客等から無作為に抽出する。
6 報告を求めるために用いる方法	
(1) 調査組織	県が民間事業者を経由して報告を求める。
(2) 調査方法	調査員調査
7 報告を求める期間	平成31年4月中旬から平成32年3月31日まで
高知県告示第244号	
理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定による管理美容師資格認定講習会（以下「講習会」と総称する。）の指定を平成31年4月9日付けで次のとおり行った。 平成31年4月9日	高知県知事 尾崎 正直
1 講習会の主催者	東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
2 講習会の実施期間及び実施場所	平成31年8月12日（月）から同年9月2日（月）まで 愛媛県松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館
3 講習会の講習科目及び講習時間数	(1) 公衆衛生 4時間 (2) 理容所及び美容所の衛生管理 14時間
4 講習会の受講料	16,000円
5 講習会の受講の申込先及び問い合わせ先	愛媛県松山市本町七丁目2番地 愛媛県本町ビル2階 公益財団法人理容師美容師試験研修センター四国ブロック事務所

高知県告示第245号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成31年4月9日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
楠瀬診療所	室戸市佐喜浜町1629-2	平30・4・1
山下整形外科	四万十市中村大橋通五丁目35	12・31
山下眼科医院	〃 〃 〃	〃 〃 〃
堅田薬局高岡店	土佐市高岡町中町甲2106番地	〃 〃 26

高知県告示第246号

平成28年5月高知県告示第280号（鳥獣捕獲等事業の認定）で告示した認定鳥獣捕獲等事業者が実施している認定鳥獣捕獲等事業（平成29年10月高知県告示第686号（認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定）による変更の認定後のものをいう。）について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の7第3項の規定による変更の届出があったので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 認定鳥獣捕獲等事業者の名称
一般社団法人高知県猟友会
- 2 認定鳥獣捕獲等事業者の住所
高知市上町二丁目7番2号
- 3 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
高橋 徹
- 4 変更事項
法第18条の3第1項第3号に掲げる鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、捕獲従事者に係るものであって、捕獲従事者の追加又は捕獲従事者の狩猟免許の種類に係るもの以外のもの
- 5 変更年月日
平成31年1月28日

高知県告示第247号

平成28年5月高知県告示第280号（鳥獣捕獲等事業の認定）で告示した認定鳥獣捕獲等事業者が実施している認定鳥獣捕獲等事業（平成29年10月高知県告示第686号（認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定）による変更の認定後のものをいう。）について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の8第2項の有効期間の更新をしたので、同条第

6項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 認定鳥獣捕獲等事業者の名称
一般社団法人高知県猟友会
- 2 認定鳥獣捕獲等事業者の住所
高知市上町二丁目7番2号
- 3 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
高橋 徹
- 4 更新年月日
平成31年3月25日

高知県告示第248号

平成30年10月高知県告示第796号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を香美市役所及び関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成31年4月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
香美郡横山村岡ノ内
イ 氏名
小原 徳馬
 - (2)ア 登記簿記載の住所
香美郡横山村岡ノ内1209番地
イ 氏名
宗石 役太郎
 - (3)ア 登記簿記載の住所
香美郡物部村岡ノ内1209番地
イ 氏名
宗石 富士雄
 - (4)ア 登記簿記載の住所
香美郡物部村別府113番地
イ 氏名
伊浦 正行
 - (5)ア 登記簿記載の住所
土佐郡土佐村田井2706番地
イ 氏名
澤田 博美
 - (6)ア 登記簿記載の住所
土佐郡土佐町田井2706番地
イ 氏名
澤田 博美

- (7)ア 登記簿記載の住所
土佐市宇佐町宇佐2840番地5
イ 氏名
小笠原 隆彦
 - (8)ア 登記簿記載の住所
埼玉県川口市飯塚一丁目4番33号
イ 氏名
山下 治男
 - (9)ア 登記簿記載の住所
土佐郡大川村大北川65番地
イ 氏名
小川 邦保
 - (10)ア 登記簿記載の住所
高知市神田1469番地87
イ 氏名
岩崎 昭司
- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和52年10月農林省告示第1058号
 - (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条第1項の規定により、

県道の路線を次のとおり認定する。

その関係図面は、平成31年4月9日から2週間高知県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成31年4月9日

高知県知事 尾崎 正直

整理番号	路線名	起点	重要な経由地
		終点	
391	甲浦インター	高知県安芸郡東洋町白浜	高知県安芸郡東洋町河内
		高知県安芸郡東洋町河内	

高知県告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成31年4月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	
高知市土佐山梶谷字川戸123番1から 高知市土佐山梶谷字三軒屋93番1地先まで	前	5.0 }	221	
	後	13.3		
高知市土佐山梶谷字川戸123番1から 高知市土佐山梶谷字三軒屋93番1まで	後	16.3 }	221	
	後	32.9		
高知市鏡今井字上ミ河内1354番1から 高知市鏡今井字デグチ1344番5まで	前	5.1 }	368	
	前	53.0		
高知市鏡今井字上ミ河内1354番1から 高知市鏡今井字デグチ2837番1まで	後	A	5.1 }	272
		A	16.0	
高知市鏡今井字上ミ河内1354番1から 高知市鏡今井字デグチ1344番5まで	後	B	11.5 }	176
		B	116.8	

高知県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成31年4月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町越裏門字地主300番5	70	平成31年4月9日

高知県告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成31年4月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 弘岡下種崎
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市長浜字西日出2678番1から 高知市長浜字西日出2671番1まで	62	平成31年4月9日

高知県告示第253号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称
香南市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成3年3月高知県告示第98号の2及び平成9年12月高知県告示第792号香南都市計画下水道事業（香南市公共下水道）
- 3 事業施行期間
平成3年3月1日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし
(2) 使用の部分

平成25年3月高知県告示第235号の事業地に香南市野市町西野字ルノ丸、字ホノ丸、字ヘノ丸、字松本、字野田、字下泉谷、字七反田、字中ノ坪、字五反田山本、字中屋敷、字五反田、字北清水、字木戸、字佐古田、字勘定、字ヒヨタノ地、字筒ヶ本、字ゴクデン、字前田、字フルアン、字下モ宮田、字上ミ宮田、字ゴスイデン、字岩ヶ森及び字箕越を加え、同事業地のうち香南市野市町西野字トノ丸、字ヌノ丸、字ヲノ丸及び字中野地内において事業地を変更する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、四万十市三里土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成31年4月9日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)	理事 岡村 三男	四万十市三里1279番地
(就任)	理事 岡村 清生	四万十市三里1279番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、窪川土地改良区の定款の変更を平成31年3月26日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成31年4月9日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南国市田村堰井筋土地改良区の定款の変更を平成31年3月27日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成31年4月9日

高知県知事 尾崎 正直

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)の措置を次のとおり行う。

平成31年4月9日

宇佐漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

(1) 土佐市宇佐町宇佐字新崎浜 宇佐漁港陸域

F R P 船1隻(船名及び船舶番号不明、船長3.25メートル、船幅1.45メートル)

(2) 須崎市浦ノ内字下中山堂ノ浦 宇佐漁港陸域

F R P 船1隻(船名及び船舶番号不明、船長6.95メートル、船幅1.70メートル)

(3) 土佐市宇佐町鍋島頭 宇佐漁港水域

F R P 船1隻(船名及び船舶番号不明、船長9.60メートル、船幅2.10メートル)

(4) 土佐市宇佐町萩谷川河口 宇佐漁港河口船溜

ア F R P 船1隻(船名不明、船舶番号282-18482、船長5.80メートル、船幅1.60メートル)

イ F R P 船1隻(船名不明、船舶番号282-7496、船長4.22メートル、船幅1.40メートル)

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に宇佐漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

3 漁港管理者の措置

宇佐漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第4号

教育委員会事務局

県立学校

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年4月9日

高知県教育長 伊藤 博明

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令

県立学校事務処理規程(平成4年3月高知県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表備考5を同表備考6とし、同表備考4の次に次のように加える。

5 高知県立窪川高等学校及び高知県立四万十高等学校に勤務する職員に係る10のイ、12のイ、13のイ、15のイ、16のウ及び17のイの事項については、それぞれ当該高等学校の教頭が決裁するものとする。

附 則

この訓令は、平成31年4月9日から施行する。

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第11号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表知事部局の項2種の欄中

「局次長」

を

「局次長

法務監」

に、

「地域包括ケア推進監

を

「地域包括ケア推進監

地域包括ケア推進監(総括)」

に改め、「農業技術センター所長」を削り、同項3種の欄中「衛生研究所長」を「衛生環境研究所長」に、

「中央児童相談所市町村支援専門監」

を

「中央児童相談所市町村支援専門監

中央児童相談所副所長

に、

「産学官民連携センター副センター長」

を

「産学官民連携センター副センター長

大阪事務所次長

に、

「農業振興センター技術次長」

を

「農業振興センター技術次長

農業技術センター所長

に改め、「農業技術センター技術次長」、「病虫害防除所長」及び「環境研究センター所長」を削る。

第5条の2第1項の表中

3級地	東京都	府中市
	愛知県	名古屋市

を

3級地	茨城県	つくば市
	東京都	府中市
	愛知県	名古屋市

に、

6級地	宮城県	名取市
	福井県	福井市
	香川県	高松市

を

6級地	宮城県	名取市
	福井県	福井市
	岡山県	岡山市
	香川県	高松市

に改める。

別表第1の6の表中「衛生研究所」を「衛生環境研究所」に改め、同表の7の表中「衛生研究所」を「衛生環境研究所」に改め、「病虫害防除所」及び「環境研究センター」を削り、同表の24の表中「海洋深層水研究所」を「衛生環境研究所、海洋深層水研究所」に改める。

別表第4中「福祉保健所」を「福祉保健所、衛生環境研究所」

に、「精神保健福祉センター及び衛生研究所」を「及び精神保健福祉センター」に、

衛生研究所	保健科学課又は生活科学課に属し、危険な病原体等を直接取り扱う業務に従事することを本務とする病理細菌技術者（医師を除く。）
-------	--

を「

衛生環境研究所	保健科学課又は食品科学課に属し、危険な病原体等を直接取り扱う業務に従事することを本務とする病理細菌技術者（医師を除く。）
---------	--

に、

(3) 障害児又は障害者の福祉の業務に直接従事することを本務とする次に掲げる職員 ア 児童福祉司 イ 身体障害者福祉司 ウ 心理判定員 エ 職能判定員 オ 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第14条第1項に規定する業務を行う次に掲げる職員 （ア）相談支援を担当する職員 （イ）発達支援を担当する職員 （ウ）就労支援を担当する職員

を「

(3) 障害児又は障害者の福祉の業務に直接従事することを本務とする次に掲げる職員 ア 身体障害者福祉司 イ 心理判定員 ウ 職能判定員 エ 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第14条第1項に規定する業務を行う次に掲げる職員 （ア）相談支援を担当する職員 （イ）発達支援を担当する職員 （ウ）就労支援を担当する職員
--

「」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第12号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 衛生環境研究所

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第13号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表知事部局の項中

「局次長」

を

「局次長

法務監」

に、

「医監

を

「医監

地域包括ケア推進監（総括）」

に、

「中央東県税事務所長」

を

「中央東県税事務所長

中央東福祉保健所長」

に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第14号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和45年高知県人事委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表議事事務局の項中「秘書担当の班長」を「秘書室長」に改め、同表知事部局の本庁の項中「次長」を「次長 法務監」に、「地域防災監 医監」を「医監 地域包括ケア推進監（総括）」に改め、同表教育委員会の事務局の本庁の項中「教育振興監」を「参事」に改め、同表教育委員会の事務局の事務所の項中「次長」を「次長 専門企画員」に改め、同表教育委員会の教育機関の県立学校以外の項中「次長」を「次長 企画監」に、「教育センターの資質向上研修・システム担当」を「教育センターの人材育成担当」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第15号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和45年高知県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

高岡郡構原町構原1444-1	計画推進課員駐在所	2級
高岡郡構原町構原1629-1	西部家畜保健衛生所構原支所	2級
高岡郡構原町構原1389	須崎警察署構原駐在所	2級

を
「

高岡郡構原町構原1444-1	構原町役場	2級
〃	計画推進課員駐在所	2級
高岡郡構原町構原1629-1	西部家畜保健衛生所構原支所	2級
高岡郡構原町構原1389	須崎警察署構原駐在所	2級

」

に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月1日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第16号

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年高知県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1南国市教育委員会事務局の項中「課長」を「課長 主監」に改め、同表安田町町長部局本庁の項中「課長」を「課長 振興監」に改め、同表北川村の項中

「

村長部局	本庁	会計管理者 課長
------	----	----------

」

を

「

議会事務局	局長	
村長部局	本庁	会計管理者 課長

」

に改め、同表北川村教育委員会事務局の項中「教育次長」を「教育次長 参事」に改め、同表馬路村村長部局本庁の項中「課長」

を「課長 企画監」に改め、同表いの町町長部局病院の項中「総看護師長」を「看護部長」に改め、同表越知町教育委員会の項中

「

小学校	校長 教頭 事務長
-----	-----------

」

を

「

事務局	教育次長
小学校	校長 教頭 事務長

」

に改める。

別表第2嶺北広域行政事務組合の項中「所長心得」を「所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月1日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第17号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年高知県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第23号を次のように改める。

(23) 公益財団法人高知県スポーツ協会

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第3号

給料表別級別職務区分表(昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

別表第1の2級の教育委員会の項中

「二等機関士(5等級)」

を

「二等機関士(5等級)

甲板次長」に、「司厨員(5等級)」を「司厨長(5等級)」に改め、同表の3級の知事部局の項中「林業普及指導員(4等級)」

を

「林業普及指導員(4等級)

船長(4等級に限る。)」

に改め、同表の3級の教育委員会の項中「甲板長」を「甲板長(4等級)」に、「操機長」を「操機長(4等級)」に、「司厨長」を「司厨長(4等級)」に改め、同表の4級の知事部局の項中「船長(3等級)」を「船長」に改め、同表の4級の教育委員会の項中

「一等機関士(3等級)」

を

「一等機関士(3等級)

甲板長(3等級)

操機長(3等級)」

に改め、同表の5級の議会事務局の項中

「課長補佐」

を

「室長

課長補佐」

に改め、同表の6級の知事部局の項中

「市町村支援専門監」

を

「市町村支援専門監

中央児童相談所副所長」

に改め、同表の7級の知事部局の項中

「局次長」

を

「局次長

法務監」

に、

「地域包括ケア推進監」

を

「地域包括ケア推進監

地域包括ケア推進監(総括)」

に改め、「中央東福祉保健所長」及び「幡多福祉保健所長」を削り、

「療育福祉センター長」

を

「療育福祉センター長

中央児童相談所長」

に改め、「大阪事務所長」を削り、同表の8級の知事部局の項中

「中央児童相談所長」

を

「中央東福祉保健所長

幡多福祉保健所長

大阪事務所長」

に改める。

別表第6の4級の項中

「醸造技術企画監」

を

「醸造技術企画監

企画監」

に改め、同表の5級の項中「農業技術センター所長」を削る。

別表第7の4級の項中「参事」を「医監」に改める。

別表第9の5級の項中

「出先機関の部長」

を

「出先機関の部長

出先機関の室長」

に改める。